

「議決権行使の状況等」に関する考え方（Q&A方式）

No.	質問	回答
行使スタンス		
1	取得機構の保有株式の議決権は、誰がどのような考え方に基づき行使しているのですか	当機構は、信託財産に属する株式等の議決権の行使について、受託会社に対し指図を行うことができます。当機構が指図しなかった場合にあっては、受託会社は当機構の定める議決権行使の基本的考え方に基づき、信託財産に属する株式等の議決権の行使を行います。 当機構は三井住友信託銀行株式会社にて特別勘定で買い取った株式等の管理・処分を委任しています。三井住友信託銀行株式会社は運用業務を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（SMTAM）に委託しており、運用再委任先であるSMTAMがガイドラインに従い行使を行います。
2	取得機構は、何故自ら議決権を行使せず、受託会社に委任しているのですか	当機構は、銀行等が保有する株式の処分が短期かつ大量に行われることにより対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため設立されました。銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、加入者の財産の最大化を目的とする年金基金等とは株式の保有理由が異なりますが、スチュワードシップ・コードの受入れを表明している運用会社に議決権行使を含む株式等の運用を委任しております。
3	取得機構が自ら議決権を行使することはありますか	自らの判断で議決権を行使することができますが、上述の2の観点から、原則として判断を受託会社に委任しております。 株主総会において対立した議案が提案された場合等も同様の対応となります。
体制図の説明		
4	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（SMTAM）はどのような会社ですか	三井住友トラストグループ株式会社の100%子会社です。三井住友トラストグループ株式会社は、グループの成長事業と位置づける資産運用ビジネスの強化を目的として、三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を分割し、グループ関係会社であるSMTAMと2018年10月に統合いたしました。 SMTAMはスチュワードシップ・コードを受け入れています。 https://www.smtam.jp/company/introduction/index.html
5	SMTAMへの「運用再委任」とは何ですか	当機構が受託会社に委託している業務のうち、資産運用業務について、受託会社が別会社に委任することです。
6	議決権行使の基本的考え方はどのようなものですか	機構の基本的考え方を定め、委託先の信託銀行に、その考え方の範囲内で議決権を行使させる形になっており、HP上にも公開しております。 <基本的な考え方> ・議決権の行使は機構の経済的利益を増大することを目的として行われること。 ・株主の利益を最大にするような企業経営が行われるよう議決権を行使すること。 ・企業活動に関する適時かつ適切な情報開示が促進されるよう議決権を行使すること。
7	議決権行使ガイドラインの内容を教えてください	以下のリンクより受託会社のHPにアクセスいただき、「三井住友トラスト・アセットマネジメントの議決権行使の考え方」をご参照ください。 https://www.smtb.jp/business/instrument/voting/construction
8	理事会・運営委員会においてどのような報告を行っていますか	開示している集計表と同内容を報告し、理事・運営委員等よりご意見を賜りながら質疑応答を行っております。
開示スタンス		
9	取得機構は、議決権行使に関して、受託会社にどのような報告を求めていますか	前年7月～6月の行使内容の集計結果と個別議案の行使結果の報告を求めています。
10	取得機構は、なぜ議決権行使状況を開示するのですか	機構が保有する株式の受託会社を通じた議決権行使において、コーポレートガバナンスが機能するよう適切に監視するため開示するものです。
スチュワードシップ・コードの観点		
11	取得機構には「『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>」を受け入れる考えはありますか	設立目的が信用秩序への重大な支障の防止であり、スチュワードシップ・コードの念頭にある機関投資家とは異なるので、現時点では受け入れる考えはありません。 スチュワードシップ・コードを受け入れていることを受託会社選定の条件としています。
12	「議決権行使の基本的考え方」に基づき取得機構がエンゲージメントを行うことはありますか	上述11と同様の観点から、直接エンゲージメントを行うことはありません。
処分の観点		
13	議案に反対票を投じた会社の株式を優先的に処分する考えはありますか	ありません。処分銘柄の選定・処分数量の決定にあたっては、設立の目的である、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにすることが最優先されます。
14	株主総会の決議結果が保有株式の処分の判断に影響を与えますか	上述13と同様の観点から影響は与えません。